

消 防 参 第 3 5 号  
平成18年3月28日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する  
省令の公布等について

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第42号）が平成18年3月28日に公布され、これに伴い、救助活動に関する基準の一部を改正する件（平成18年消防庁告示第3号）が同じく平成18年3月28日に公布され、それぞれ平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、近年、大規模な災害事象が多発している状況を踏まえ、高度救助隊及び特別高度救助隊を創設して、全国的な救助体制の強化を図るため、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）及び救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）の一部を改正するものです。

また、この省令の改正に伴い、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第5条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件（平成18年消防庁告示第4号）を平成18年3月28日に告示し、平成18年4月1日から施行することとなりました。

貴職におかれましては、その改正及び制定の趣旨を十分ご理解の上、下記事項に留意され、その運用に配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中の法令名については、次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第2

2号)・・・「省令」  
救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）・・・「告示」  
救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第5条の規定に基づき、同  
条の消防常備市町村を指定する件（平成18年消防庁告示第4号）  
・・・「指定告示」

## 記

### 第1 救助隊の位置付けに関する事項

#### 1 救助隊（省令第2条及び第3条関係）

##### (1) 編成の基準

人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成するよう努めるものとする。

##### (2) 装備の基準

別表第1に掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車1台を備えるものとする。

##### (3) 配置の基準

消防常備市町村においては省令第3条の規定に基づき配置することとする。

#### 2 特別救助隊（省令第4条関係）

##### (1) 編成の基準

人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員5人以上で編成するものとする。

##### (2) 装備の基準

別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車1台を備えるものとする。

##### (3) 配置の基準

省令第4条の規定に基づき配置すること。

#### 3 高度救助隊（省令第5条及び指定告示関係）

##### (1) 編成の基準

人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成するものとする。

##### (2) 装備の基準

別表第1から別表第3までに掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車1台を備えるものとする。

##### (3) 配置の基準

省令第5条の規定に基づき、特別区が維持する消防、指定都市、中核市及び消防庁長官が指定する消防常備市町村においては特別救助隊のうち1以上は高度救助隊として配置すること。

なお、消防庁長官が指定する消防常備市町村とは、高度救助隊を各都道府県に一隊以上整備できるよう県内において指定都市及び中核市が存しない場合には、消防庁長官が指定するものであること。

#### 4 特別高度救助隊（省令第6条関係）

##### （1）編成の基準

人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上で編成するものとする。

##### （2）装備の基準

別表第1から別表第3までに掲げる救助器具、当該救助器具を積載することができる救助工作車1台及び特殊災害対応自動車1台を備え、地域の実情に応じてウォーターカッター及び大型ブロアーを備えるものとする。

##### （3）配置の基準

省令第6条の規定に基づき、特別区が維持する消防、指定都市においては高度救助隊のうち1以上は特別高度救助隊として配置するものとする。

#### 5 消防非常備市町村における救助隊（省令第7条関係）

##### （1）編成の基準

消防団員により編成するものとする。

##### （2）装備の基準

別表第1に掲げる救助器具のうち必要なものを備えるよう努めるものとする。

## 第2 救助器具及び特殊災害対応自動車の追加に関する事項

### 1 救助器具

#### （1）別表第3の救助器具（省令別表第3関係）

高度救助隊及び特別高度救助隊が備える救助器具として、以下の救助器具を省令別表第3に掲げたこと。

- ア 画像探索機
- イ 地中音響探知機
- ウ 熱画像直視装置
- エ 夜間用暗視装置
- オ 地震警報器

カ 電磁波探査装置※

キ 二酸化炭素探査装置※

ク 水中探査装置※

※印については、高度救助隊は地域の実情に応じて備えるものであること。

なお、地震警報器とは、地震発生時に人間が感じにくいP波（初期微動）を感知しS波（大きな揺れ）が到達する前に警報を出す装置であり、地震災害時における救助活動において二次災害を軽減するためのものであること。

(2) ウォーターカッター及び大型ブロアー（省令第6条関係）

特別高度救助隊においては地域の実情に応じてウォーターカッター及び大型ブロアーを備えるものとする。

ウォーターカッターとは、研磨剤を含む高圧の水流により切断を行う器具であり、危険物、可燃性ガスが充満した場所でも使用することができるものであること。

大型ブロアーとは、大型の排煙機であり、排煙と同時に噴霧消火も可能なものであること。

(3) 別表第1の救助器具（省令別表第1関係）

省令別表第1の陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー及び除染剤散布器については、特別救助隊は地域の実情に応じて備えるものとされていたが、今回の改正により地域実情の限定が外されたこと。

2 特殊災害対応自動車

(1) 特殊災害対応自動車

特殊災害とは、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害いわゆるNBC災害をいうものとする。

(2) 特殊災害対応自動車の構造及び設備（告示第10条第3項関係）

NBC災害対応器具（生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具）を常時積載することができる構造及び設備を有するもの又は常時積載できない場合においては、迅速な積載替えができる構造及び設備を有するものとする。

なお、告示において特殊災害対応自動車はNBC災害対応の救助器具を積載できる救助工作車以外のその他消防用自動車であれば適するものであるが、今後新たに整備する場合においては隊員の安全確保と迅速な救助活動のため汚染された外気が内部に入ることのない陽圧構

造を有したものが望ましいこと。

### 3 救助器具等の整備

新たに追加される救助器具及び特殊災害対応自動車については、緊急消防援助隊整備費補助金の対象とすることから、おおむね平成18年度から3カ年で整備するよう努めるものとする。

## 第3 その他の留意事項

### 1 特別高度救助隊の車両の配置について（省令第6条関係）

特別高度救助隊の救助工作車及び特殊災害対応自動車の配置については、同一署所に配置されることが望ましいが、各消防本部の実情に応じて分散配置できるものとする。

### 2 市町村における特別高度救助隊等の配備について（省令第4条、第5条及び第6条関係）

省令の趣旨は、特別高度救助隊等を配備するとされていない消防常備市町村が特別高度救助隊等を整備することを妨げるものではなく、むしろ特別高度救助隊等を備えることは消防力が向上することであり、望ましいこと。

### 4 高度救助隊員の養成について（省令第5条及び第6条関係）

人命の救助に関する専門的かつ高度な教育は、消防大学校に開設される高度救助隊養成課程において実施し、今後各消防学校でも実施していく予定であること。

### 5 救助操法の基準について

省令別表第3の救助器具、ウォーターカッター及び大型ブロアーについては、その性能及び使用方法を熟知し十分な訓練を行うこと。

なお、消防庁においては、新たに加えられた救助器具の操法について、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）の見直しを行う予定であること。

○総務省令第四十二号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十八日

総務大臣 竹中 平蔵

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出し中「、装備及び配置」を「及び装備」に改める。

第三条に見出しとして「（救助隊の配置基準数）」を付する。

第四条に見出しとして「（特別救助隊）」を付し、同条第一項中「一の救助隊は、」の下に「特別救助隊（）」を加え、「備えるものとする」を「備えた救助隊をいう。以下同じ。」とする」に改める。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(高度救助隊)

第五条 特別救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。次条において同じ。））、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（同項の中核市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。）及び消防庁長官が指定する消防常備市町村にあつては、一以上の特別救助隊は、高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

(特別高度救助隊)

第六条 高度救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防及び指定都市にあつては、一以上の高度救助隊は、特別高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具、当該救助器具を積載することができる救助工作車一台及び特





分類	品名
高度救助用器具	画像探索機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 地震警報器 電磁波探査装置※ 二酸化炭素探査装置※ 水中探査装置※
備考	一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。 二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

## 附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（消防常備市町村における救助隊の編成及び<u>装備の基準</u>）</p> <p>第二条 消防本部及び消防署を置く市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて消防本部及び消防署を置き、消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。以下「消防常備市町村」という。）の配置する救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成するよう努めるものとし、別表第一に掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車一台を備えるものとする。</p> <p>（<u>救助隊の配置基準数</u>）</p> <p>第三条 消防常備市町村の配置する救助隊の数（以下「救助隊の配置基準数」という。）は、当該市町村における消防署の数とする。</p> <p>2 消防常備市町村の長は、当該市町村の区域内における人命の救助を要する事案の発生状況、人口、面積、地形その他の地域特性（以下「地域特性」という。）を考慮して、前項の規定による救助隊の配置基準数を増減することができる。</p> <p>（<u>特別救助隊</u>）</p> <p>第四条 救助隊の配置基準数（前条第二項の規定による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数をいう。以下この項において同じ。）のうち、人口十万以上の消防常備市町村にあつては次の各号</p>	<p>（消防常備市町村における救助隊の編成、<u>装備及び配置の基準</u>）</p> <p>第二条 消防本部及び消防署を置く市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて消防本部及び消防署を置き、消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。以下「消防常備市町村」という。）の配置する救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成するよう努めるものとし、別表第一に掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車一台を備えるものとする。</p> <p>第三条 消防常備市町村の配置する救助隊の数（以下「救助隊の配置基準数」という。）は、当該市町村における消防署の数とする。</p> <p>2 消防常備市町村の長は、当該市町村の区域内における人命の救助を要する事案の発生状況、人口、面積、地形その他の地域特性（以下「地域特性」という。）を考慮して、前項の規定による救助隊の配置基準数を増減することができる。</p> <p>第四条 救助隊の配置基準数（前条第二項の規定による増減を行った場合には、当該増減後の配置基準数をいう。以下この項において同じ。）のうち、人口十万以上の消防常備市町村にあつては次の各号</p>

に定める数の合計数に一を加算した数（当該数が救助隊の配置基準数を超える場合は、当該救助隊の配置基準数とする。）  
未滿の消防常備市町村で中高層建築物、幹線道路、鉄道、空港、危険な作業を伴う事業場等に係る人命の救助が必要となると認められるものにあつては一の救助隊は、特別救助隊（人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一及び別表第二に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

一 三 (略)

2 (略)

(高度救助隊)

第五条 特別救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。次条において同じ。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（同項の中核市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。）及び消防庁長官が指定する消防常備市町村にあつては、一以上の特別救助隊は、高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

(特別高度救助隊)

に定める数の合計数に一を加算した数（当該数が救助隊の配置基準数を超える場合は、当該救助隊の配置基準数とする。）  
未滿の消防常備市町村で中高層建築物、幹線道路、鉄道、空港、危険な作業を伴う事業場等に係る人命の救助が必要となると認められるものにあつては一の救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一及び別表第二に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えるものとする。

一 三 (略)

2 (略)

第六条 高度救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防及び指定都市にあつては、一以上の高度救助隊は、特別高度救助隊（人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具、当該救助器具を積載することができる救助工作車一台及び特殊災害対応自動車一台を備え、地域の実情に応じてウオーターカッター及び大型ブローアを備えた救助隊をいう。以下同じ。）とする。

（消防非常備市町村における救助隊の編成及び装備の基準）

第七条 (略)

別表第一（第二条、第四条―第七条関係）

分類	品名
（略）	（略）
検知・測定用器具	生物剤検知器※※
（略）	（略）
隊員保護用器具	（略）
（略）	陽圧式化学防護服※
（略）	（略）
除染用器具	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
（略）	除染シャワー※※
（略）	除染剤散布器※※
（略）	（略）
備考	
一 (略)	
二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるも	

（消防非常備市町村における救助隊の編成及び装備の基準）

第五条 (略)

別表第一（第二条及び第四条関係）

分類	品名
（略）	（略）
検知・測定用器具	生物剤検知器※
（略）	（略）
隊員保護用器具	（略）
（略）	陽圧式化学防護服※
（略）	（略）
除染用器具	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※
（略）	除染シャワー※
（略）	除染剤散布器※
（略）	（略）
備考	
一 (略)	
二 ※※印のものは、第四条第一項に定める基準に基づき編成される救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて	

のとする。

三 ※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

四 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第二(第四条―第六条関係)

(略)

(略)

別表第三(第五条、第六条関係)

分類

高度救助用器具

品名

画像探索機

地中音響探知機

熱画像直視装置

夜間用暗視装置

地震警報器

電磁波探査装置※

二酸化炭素探査装置※

水中探査装置※

備考

一 ※印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

備えるものとする。

三 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第一(第四関係)

(略)

(略)

○消防庁告示第三号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項第十六号の規定に基づき、救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十八日

消防庁長官 板倉 敏和

第五条中「第五条」を「第七条」に改める。

第六条第一号中「消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）」を「消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）」に改める。

第十条第一項中「次項において」を「以下この条において」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第二項中「同条第三号」を「同条第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特殊災害対応自動車は、緊急自動車の基準に適合し、かつ、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具を常時積載することができる構造





別表省令別表第二に掲げる救助器具の項の次に次のように加える。

省令	画像探索機	—
別表	地中音響探知機	—
第三	熱画像直視装置	—
に掲	夜間用暗視装置	—
げる	地震警報器	—
救助	電磁波探査装置※※※	—
器具	二酸化炭素探査装置※※※	—
	水中探査装置※※※	—

別表備考第二号中「第四条第一項の基準に基づいて編成される救助隊」を「特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊」に改める。

別表備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。

## 附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

救助活動に関する基準の一部改正案新旧対照条文

○救助活動に関する基準（昭和六十二年消防庁告示第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（救助隊の数）</p> <p>第五条 市町村に配置する救助隊の数は、省令第三条から第七条までに定めるところによるものとする。</p> <p>（救助隊員の資格）</p> <p>第六条 救助隊員（消防団員を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようにしなければならない。</p> <p>一 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）に規定する消防学校における救助科を修了した者</p> <p>二（略）</p> <p>（救助工作車等の基準）</p> <p>第十条 救助工作車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準（以下この条において「緊急自動車の基準」という。）に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十二条第一号、第二号又は第三号に掲げる救助器具をその機</p>	<p>（救助隊の数）</p> <p>第五条 市町村に配置する救助隊の数は、省令第三条から第五条までに定めるところによるものとする。</p> <p>（救助隊員の資格）</p> <p>第六条 救助隊員（消防団員を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようにしなければならない。</p> <p>一 消防大学校における救助科又は消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）に規定する消防学校における救助科を修了した者</p> <p>二（略）</p> <p>（救助工作車等の基準）</p> <p>第十条 救助工作車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準（次項において「緊急自動車の基準」という。）に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第十二条第一号又は第二号に掲げる救助器具をその機能を損な</p>

能を損なうことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることができる堅固な固定装置を備えてあること。

#### 四 (略)

2 救助工作車に代えて、その他の消防用自動車を用意する救助隊に係る当該その他の消防用自動車は、緊急自動車の基準に適合し、かつ、第十二条第一号に掲げる救助器具（当該救助隊が消防団員により編成される救助隊である場合にあつては、同条第四号に掲げる救助器具）を常時積載することができる構造及び設備を有するもの又は常時積載できない場合においては、迅速な積載替えができる構造及び設備を有するものとする。

3 特殊災害対応自動車は、緊急自動車の基準に適合し、かつ、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための生物剤検知器、有毒ガス測定器、放射線測定器、空気呼吸器、化学防護服、陽圧式化学防護服、放射線防護服、除染シャワー、除染剤散布器その他の救助器具を常時積載することができる構造及び設備を有するもの又は常時積載できない場合においては、迅速な積載替えができる構造及び設備を有するものとする。

#### (救助工作車等の標示)

第十一条 救助工作車又はその他の消防用自動車及び特殊災害対応自動車（次条において「救助工作車等」という。）の側面には、当該市町村の消防本部名、又は消防団名及び消防署名若しくは救助隊名を標示するものとする。

#### (救助工作車等に備える救助器具)

第十二条 救助工作車等には、次の各号に掲げる救助工作車等の区分

うことなく安全かつ確実に積載できるとともに、隊員が容易に当該救助器具を積み降ろしすることができる堅固な固定装置を備えてあること。

#### 四 (略)

2 救助工作車に代えて、その他の消防用自動車を用意する救助隊に係る当該その他の消防用自動車は、緊急自動車の基準に適合し、かつ、第十二条第一号に掲げる救助器具（当該救助隊が消防団員により編成される救助隊である場合にあつては、同条第三号に掲げる救助器具）を常時積載することができる構造及び設備を有するもの又は常時積載できない場合においては、迅速な積載替えができる構造及び設備を有するものとする。

#### (救助工作車等の標示)

第十一条 救助工作車又はその他の消防用自動車（次条において「救助工作車等」という。）の側面には、当該市町村の消防本部名、又は消防団名及び消防署名若しくは救助隊名を標示するものとする。

#### (救助工作車等に備える救助器具)

第十二条 救助工作車等には、次の各号に掲げる救助工作車等の区分

に応じ、それぞれ当該各号に掲げる救助器具を備えるものとする。

一 省令第二条及び第三条の規定により配置される救助隊に係る救助工作車又はその他の消防用自動車 省令別表第一に掲げる救助器具

二 省令第四条の規定により配置される特別救助隊（以下「特別救助隊」という。）に係る救助工作車 省令別表第一及び別表第二に掲げる救助器具

三 省令第五条の規定により配置される高度救助隊（以下「高度救助隊」という。）及び省令第六条の規定により配置される特別高度救助隊（以下「特別高度救助隊」という。）に係る救助工作車及び特殊災害対応自動車 省令別表第一から別表第三までに掲げる救助器具

四 省令第七条の規定により配置される救助隊に係るその他の消防用自動車 省令別表第一に掲げる救助器具の一部

2  
（略）  
別表

区分	品名	必要個数	性能等
省令別表第一に掲げる救助器具	生物剤検知器※※※ （略） 陽圧式化学防護服※※ （略） 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※ 除染シャワー※※	（略）	（略）

に応じ、それぞれ当該各号に掲げる救助器具を備えるものとする。

一 省令第二条及び第三条の規定により配置される救助隊に係る救助工作車等 省令別表第一に掲げる救助器具

二 省令第四条の規定により配置される救助隊に係る救助工作車 省令別表第一及び別表第二に掲げる救助器具

三 省令第五条の規定により配置される救助隊に係るその他の消防用自動車 省令別表第一に掲げる救助器具の一部

2  
（略）  
別表

区分	品名	必要個数	性能等
省令別表第一に掲げる救助器具	生物剤検知器※ （略） 陽圧式化学防護服※ （略） 放射線防護服（個人用線量計を含む。）※ 除染シャワー※	（略）	（略）

備考	<p>一 (略)</p> <p>二 ※※印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>三 ※※※印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>除染剤散布器※</p>	(略)	(略)		
		<p>省令</p> <p>別表</p> <p>第三</p> <p>に掲げる</p> <p>救助器具</p>	<p>画像探索機</p> <p>地中音響探知機</p> <p>熱画像直視装置</p> <p>夜間用暗視装置</p> <p>地震警報器</p> <p>電磁波探査装置※※※</p> <p>二酸化炭素探査装置※※※</p> <p>水中探査装置※※※</p>	(略)	(略)	(略)
		<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	(略)	(略)	(略)	

備考	<p>一 (略)</p> <p>二 ※※印のものは、第四条第一項の基準に基づいて編成される救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>除染剤散布器※</p>	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

○消防庁告示第四号

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を次のように指定し、平成十八年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十八年三月二十八日

消防庁長官 板倉 敏和

青森地域広域消防事務組合 盛岡地区広域行政事務組合 山形市 水戸市 前橋市 福井地区消防組合  
甲府地区広域行政事務組合 四日市市 大津市 鳥取県東部広域行政管理組合 松江市 徳島市 佐賀  
中部広域連合 那覇市